

東京の道路

《23区都市計画道路見直しの素案》

東京都都市計画局

正本



放射第7号線(豊島区北千代田付近)

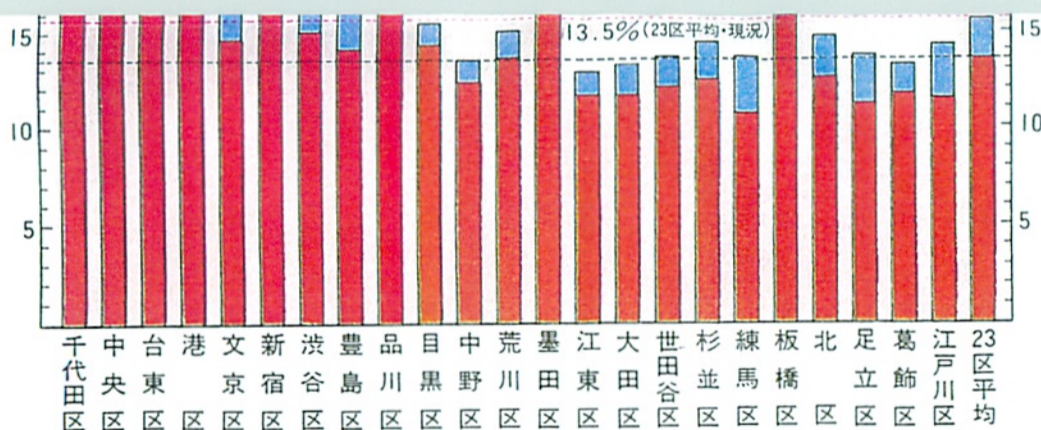
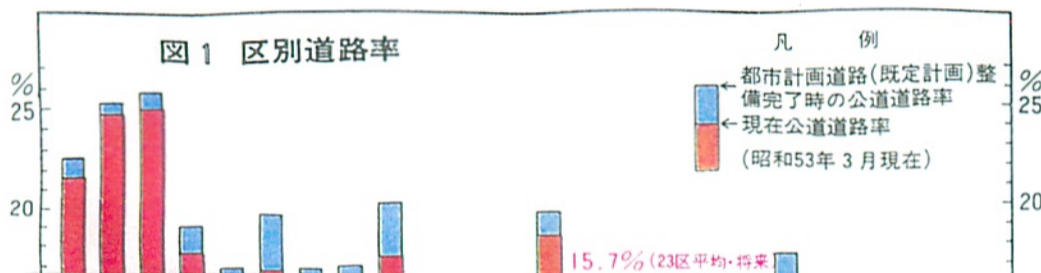
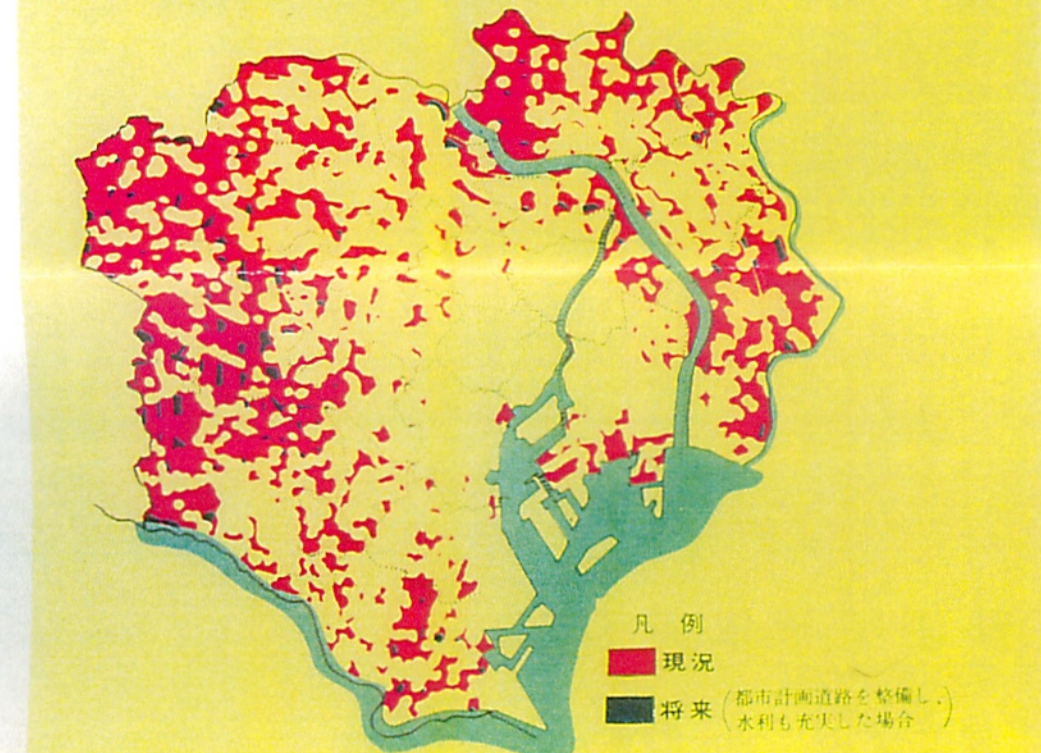


図2 震災時消防活動困難区域



「震災時消防活動困難区域」とは、防火水槽やプールなどのうち震災時でも使える水利から消防車のホースの届かない区域をいいます。

道路の役割

道路は、物の輸送や通勤・通学・買物など交通のための空間としての役割を持っているだけでなく、災害時の避難や消防活動など防災面でも大切な役割を持っています。一方、ガス、水道管等の埋設空間として、また、日照、通風など、私たちの日常生活と深くかかわっています。

都市計画道路は区画道路などと組み合わせられて、私たちの街の骨格となるものです。

東京における道路率(総面積に占める道路面積の割合)は、昭和53年3月現在、区部で13.5%と、道路本来の様々な役割を果たすためには、決して高いレベルにあるとはいえません(図1)。現在、23区内の都市計画道路は、総延長1,646 kmが決まっています、このうち約48%、784 kmが完成、約7%が事業中、残り45%は未着手となっています。

都市計画道路の見直し

現在の都市計画道路は、昭和39年及び41年に再検討が行われたものですが、その後の社会・経済情勢の変化や地域の環境の移り変わりなどにもとない都では、改めて見直しを行うことにしました。このため、昭和47年から各種の調査をしてきました。

そして、昭和51年6月には、東京都都市計画地方審議会の中に調査特別委員会が設置され、見直しにあたっての「ものさし」となる「基本方針及び基準」や、これに基づいての「素案」について、審議が行われてきましたが、昭和54年12月その結論が都市計画地方審議会から知事に答申されました。

東京都では、これらをもとに見直しの素案を作成しましたのでそのあらましを紹介します。

●見直しにあたっての基本目標

見直しにあたっては、次の四つの基本目標の達成をめざしました。

- ① 都市防災の強化
- ② 都市機能の確保
- ③ 地域環境の保全
- ④ 都市空間の確保

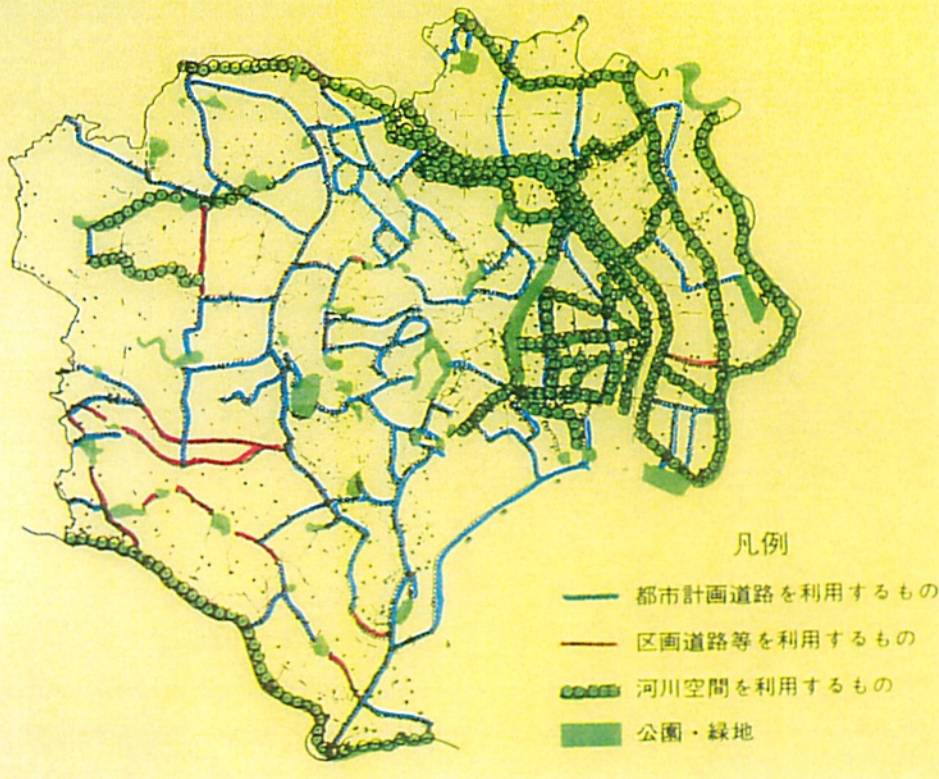
●素案のあらまし

■消防車が通れる道を

「都市防災の強化」の観点から、震災時等における「緊急車用幹線道路」(緊急車がすれ違いできる規格の道路)として、車道幅員9 m以上の道路を、できる限り1,000~1,500 m間隔に配置するようにしました。また、現在、区部の周辺部に多く分布している「震災時消防活動困難区域」(図2)を、できるだけ解消するように道路網の配置を考えました。この結果、現在、区部の約30%を占めている「震災時消防活動困難区域」は、都市計画道路が整備されると、消防水利の充実とあいまって、ほとんど解消することになります。

さらに、震災時等における避難の安全性を考えて道路網の配置を検討するとともに、道路による「焼け止まり」を考え、幅員20 m以上の道路をできるだけ配置するようにしました。

図3 歩行者道・自転車道ネットワーク構想図



凡例

- 都市計画道路を利用するもの
- 区画道路等を利用するもの
- 河川空間を利用するもの
- 公園・緑地

図4 新旧横断構成の比較（標準的な例）

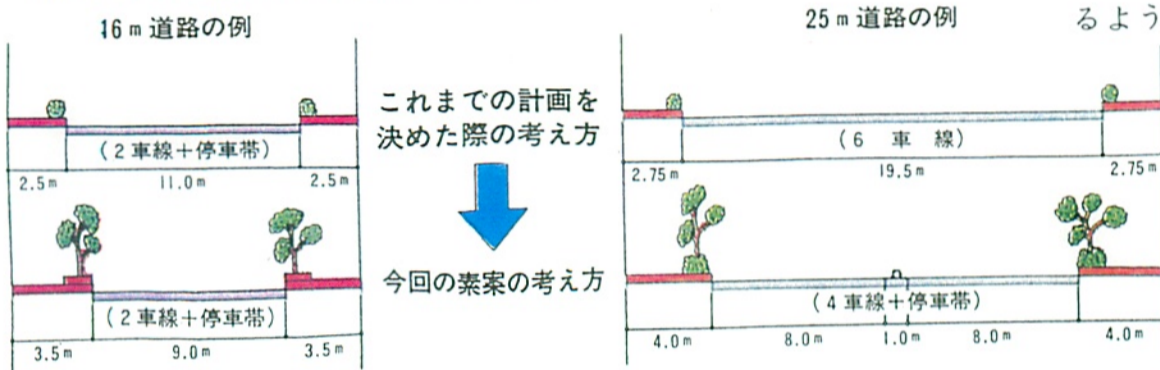
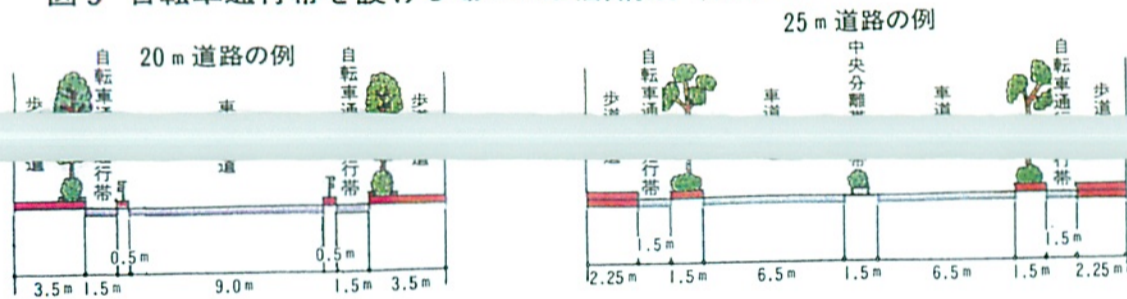


図5 自転車通行帯を設ける場合の横断構成（標準的な例）



■ 地域環境保全のために

現在、住居系の地域などで、地区内の区画道路に、通過交通が入りこんで、交通事故が発生するなど、地域の環境がおびやかされています。

そこで、素案では、居住環境区域の考え方を新たにとり入れ(図7)、地域の状況に応じて、居住環境区域を形成するように、都市計画道路の配置を考えました。たとえば、山手線周辺の住居系の地域では500~700m間隔、周辺区部の住居系の地域では1,000~1,300m間隔、中間地帯では700~900m間隔で居住環境区域を囲むような都市計画道路を配置するように心がけました。

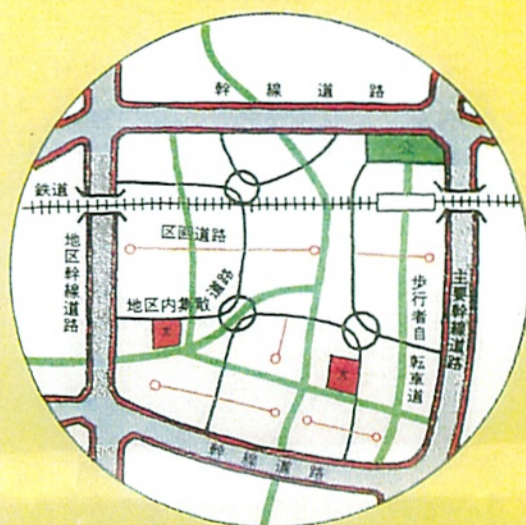
■ 都市空間確保のために

生活水準の高度化にともなって、上下水道、ガス、電力、通信、地下鉄など、道路空間を利用するいろいろな都市施設の量がふえてきています。

そこで、地下鉄や下水道幹線など大規模な都市施設の予定路線については、それらの設置に必要な道路幅員を、できるだけ確保するようにしました。

また、都市景観の点から、上で述べたように、歩道をできるだけ広くすることや、植樹を豊かにすることなどに心がけました。

図7 居住環境区域のモデル



「居住環境区域」とは、通過交通を排除することをめざした区域で、その中では、歩行者の安全や公害の防止がはかれるようなくみにするものです。居住環境区域が成り立つためには、いわゆる表通りが、そのまわりに整備されなければなりません。

いわば、幹線道路が「廊下」であるとするれば、居住環境区域は、都市の「部屋」といえます。

■ 人や自転車のために

道路は人や自転車が安全で快適に通れるゆとりと緑のあることが必要です。

そこで、素案では、道路の幅員について、車の交通量を考えながらも、車道はできるだけおさえ、歩道をできるだけ広くとるように心がけました(図4)。

また、大きな公園・緑地や河川を相互に結ぶ歩行者道・自転車道を配置するように努めました(図3)。

■ 生活物資の輸送や都市活動を維持するために

私たちの日常生活に必要な物資は膨大な量になっています。23区の貨物車交通量のうち、生活物資の運搬のための交通量が、約60%を占めている、という調査結果があります(東京都市圏物資流動調査)。

また、区部の自動車交通は業務及び営業(タクシー等)に使用される割合が、もっとも多くなっています。

素案では、このような生活物資の円滑な流通や、都市活動の維持を配慮した自動車交通量の見通しに基づいて、道路幅員を検討しました。その際、地下鉄をはじめとする鉄道網の整備など公共交通体系の充実をふまえ、自動車交通量のいたづらな増加を抑制するよう配慮しました。

■ 歩道のあるバス通りを

バスは、鉄道網を補完しながら、通勤・通学・買物などに利用され、都民の足として不可欠であるばかりでなく、自動車交通量の抑制にも役立っています。

現在、周辺区部には歩道のないバス通りやバス道路網の間隔が広い区域が多く分布しています(図6)。

そこで、バス利用者の便と安全を考え、バス停留所まで歩く距離が400~500m程度以下に、また、バス道路には歩道が設けられるように都市計画道路の配置や幅員を検討しました。

図6 バス路線現況図

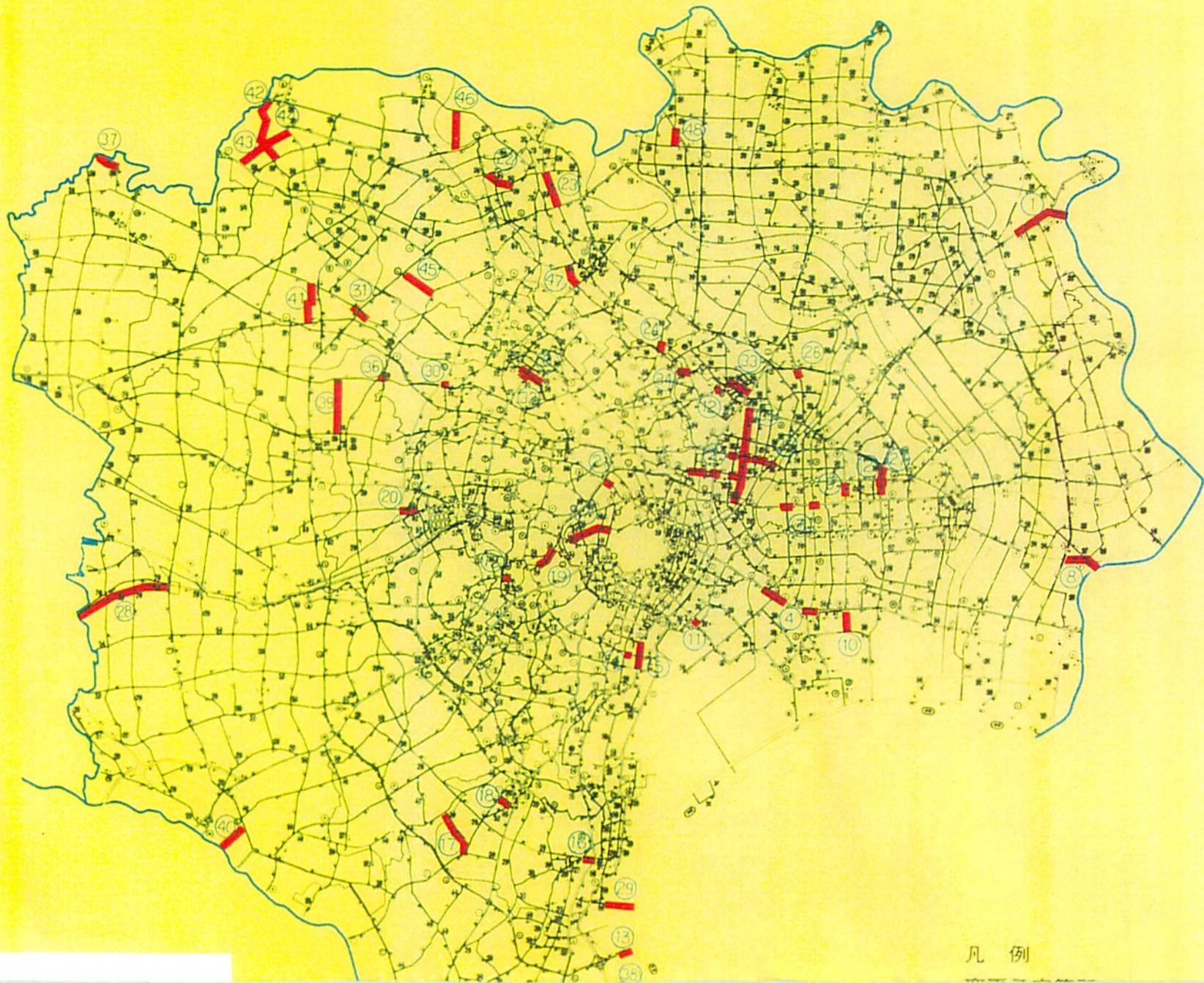


凡例

- 歩道なし
- 歩道あり



図8 再検討素案概要図



凡例

変更予定箇所
(注) ①の中の数字は表1の番号に対応

■ 変更予定箇所

以上のような考え方で、道路のあるべき姿を検討した結果、現在の都市計画道路のほとんどが必要ということになりました。道路を追加したり、計画を変更したりすることが必要とされたのは、図8及び表1に示すとおりです。

これらを種類ごとにみると次のとおりです。

△拡幅すべき路線=6路線約3.2km
 △縮小すべき路線=20路線、約15.5km
 △廃止すべき路線=1路線、約0.7km
 △新しく追加すべき路線=11路線、約11km
 △延伸すべき路線=2路線、約1.3km
 △短縮すべき路線=6路線、約1.6km
 △線形または区域の変更等をすべき路線=2路線、約1.4kmです。

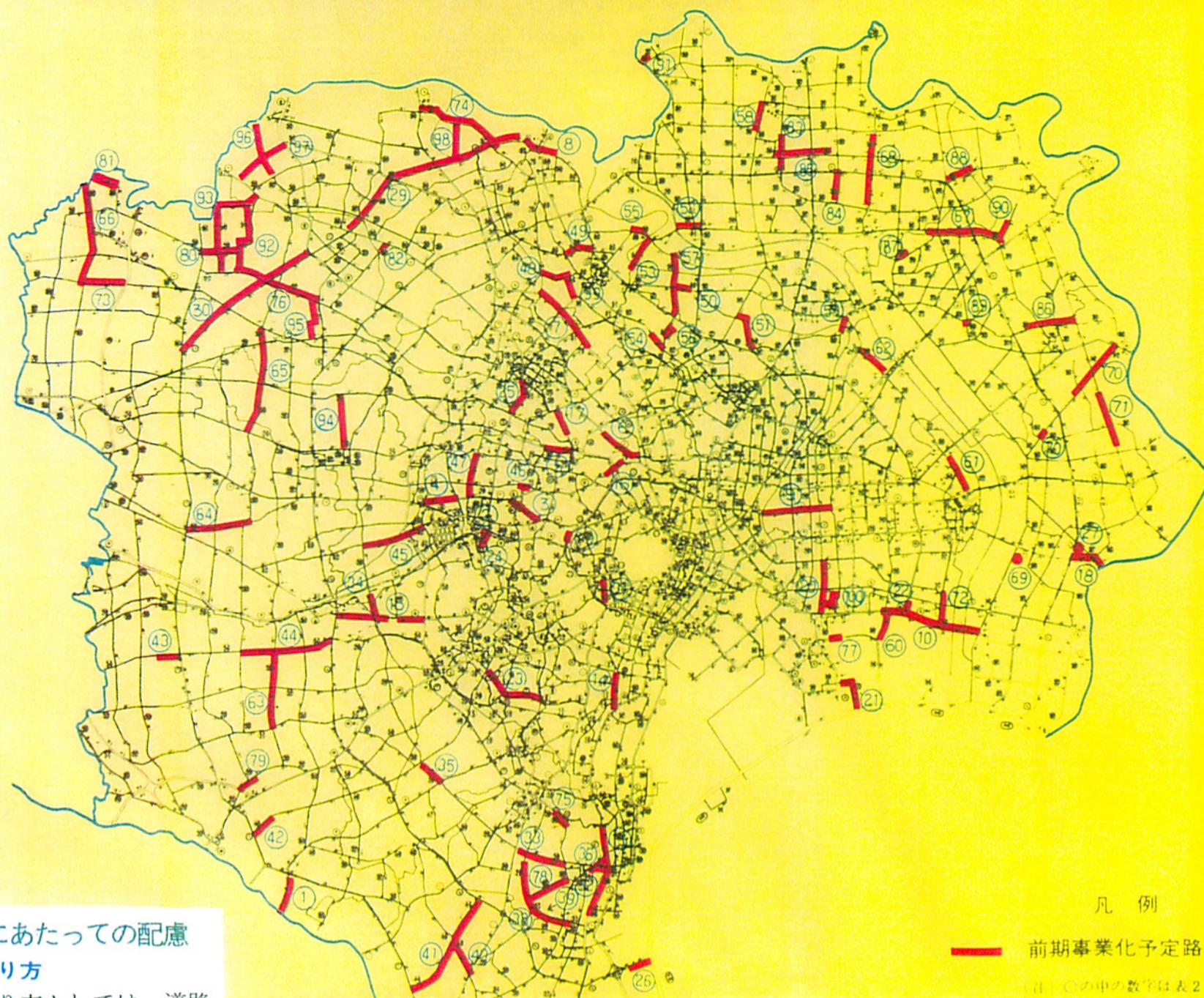
この結果、既定計画の505路線、延長約1,646kmに対し、見直しの結果515路線、延長約1,656kmとなります。これを種類ごとにみると、完成約797km(既定計画約784km)事業中約114km(同約113km)、末着手約745km(同、約749km)ということになります。

表1 変更予定箇所調査

番号	路線名	区間	延長	所在区	変更内容	番号	路線名	区間	延長	所在区	変更内容
1	放13及び放13支2	補282付近～都県境	約 m 1,100	葛飾	立体交差の追加及び幅員の変更 (20→33.5m、30→38m)	25	補102	補186、補195、補187、放30、補108付近	800	台東	幅員の変更 (25→22m) (風車の廃止)
2	放14	補94、放28、放12、補186、補116付近	850	千代田 台東 江東	幅員の変更 (30→27m) (風車の廃止)	26	補108	環4付近	70	台東	幅員の変更 (25→22m) (風車の廃止)
3	放15	補110、環3付近	650	墨田	立体交差の廃止	27	補116	補103～亀戸駅付近	750	江東	幅員の変更 (25→23.5m)
4	放16	放29、補110、環3付近	1,050	江東	立体交差の廃止及び幅員の変更 (35→33m)	28	補129	補218～区部境	2,450	世田谷 杉並	幅員の変更 (15→12m)
5	放19	補3～環3付近	580	港	幅員の変更 (42→36m)	29	補145	補146～湾環	700	品川	起点・延長の変更 (延伸700m増)
6	放26	補81付近～環5の1	490	豊島	幅員の変更 (30→27m)	30	補170	補76～環6	150	豊島	終点・延長の変更 (短縮150m減)
7	放27	環1～放5	1,130	千代田	幅員の変更 (25→16m)	31	補172	環7付近	500	練馬	立体交差の廃止及び幅員の変更 (30→16m)
8	放31	環7～都県境	670	江戸川	幅員の変更 (18、26→34m、17→22.5→32.5m、35.5→30.5m、25→32.5m)	32	補175	放26～補81	160	豊島	起点・延長の変更 (短縮160m減)
9	放32	放14～放15付近	450	墨田	幅員の変更 (35→27m)	33	補183	補100～放12	690	荒川 台東	廃止
10	放32	放16～補198	620	江東	起点・延長の変更 (延伸620m増)	34	補188	補92～補94	320	文京 台東 荒川	起点・延長の変更 (短縮320m減)
11	放34	補153支1～放31	150	中央	幅員の変更 (38→36m)	35	補195	放15～環3	2,670	中央 千代田 台東	幅員の変更 (20→15m)
12	環3	山手線陸橋部	60	台東	幅員の変更 (20→27m)	36	補220	補76～補26	230	新宿 野田	起点・延長の変更 (短縮230m減)
13	環7	大井埠頭内	300	大田	幅員の変更 (60→68.5m)	37	補233	朝霞キャンパ付近	800	練馬	幅員・区域の変更 (18→25m)
14	補4	放19付近～放20	190	港	幅員の変更 (27→20m)	38	補303	放18～湾環	1,030	大田	新規追加 (幅員14.5→20m)
15	補24	環4付近	190	新宿	幅員の変更 (34→20m) (交差点構造の変更)	39	補304	補74～補76	1,550	中野	幅員20m
16	補26	補28～放19	240	品川	構造形式及び幅員の変更 (15→15→21m)	40	世区街1	環8～多摩川	700	世田谷	幅員12m
17	補30	放2～補46	1,250	品川 目黒	幅員の変更 (16→11m)	41	環区街1.2	補172～補229	1,140	練馬	幅員12、15、16m
18	補45	放2～補152	290	品川	終点・延長の変更 (短縮290m減)	42	板区街2	補203～板区街4	1,400	板橋	幅員11、13m
19	補56	環2付近～環3付近	600	新宿 港	幅員の変更 (20→17→20m)	43	同3	放8～放35	1,560	幅員11、12m	
20	補63	新副街13～環6	480	新宿 野田 渋谷	起点・延長の変更 (短縮480m減)	44	同4	補202～板区街2	480	幅員11m	
21	補74	環2付近	70	千代田	幅員の変更 (15→12m)	45	同6	環7～補26	1,030	幅員11m	
22	補86	補243～補245	700	北	経過位置及び延長の変更 (短縮300m減)	46	北区街1 板区街5	環8～補157	1,050	北 板橋	幅員12m
23	補89	環7～補86	1,000	北	幅員の変更 (30→25m)	47	北区街2	環5の1～補84	670	北	幅員15m
24	補93	環4～補92	250	北 文京	幅員の変更 (20→15m)	48	足区街1	補258～補251	440	足立	幅員15m

(注) 1. 「風車」とは、交差点部の右左折車線設置のための拡幅部分をいう。
 2. 「放」は放射線、「環」は環状線、「補」は補助線、「区街」は区画街路の略。

図9 前期事業化予定路線図



● 計画実現にあたっての配慮

■ 道路のつくり方

道路のつくり方としては、道路

の新設や拡幅などに必要な用地の買収による方式が中心になりますが、今後は、地域の状況に応じて、土地区画整理事業、市街地再開発事業など面開発の手法を積極的におりこんで、街づくりと合わせて道路の整備を進めていくことにしています。

■ 事業の時期

素案では、事業の実施時期の目安をたてています。避難道路の整備など事業の緊急度に基づいて、おおむね前期10か年間に都市計画道路事業として実施すべき路線を図9及び表2のとおり選びました。これ以外にも、防災対策、地区計画、地域の方々の要望などを考え、前期に実施することになる路線も考えられますが、これについては、今後の状況をみながら検討していくことにします。

■ 地域環境の保全

居住環境区域を囲む都市計画道路の整備の際には、その道路の性格や沿道の状況などに応じて環境施設帯(バッファゾーン)を設けるなどして、沿道の環境保全に努めることにしています。また、これと合わせて区域内では、通過交通が入り込まないで、歩行者が安心して通れるよう、環境の改善を図っていくことにしています。



表2 前期(おおむね昭和65年)に完成もしくは着手すべき路線

番号	路線名	区間	延長	番号	路線名	区間	延長	番号	路線名	区間	延長	番号	路線名	区間	延長
1	放3	環8-多摩川	約820 ^m	27	環7	春江駅広	約5,470 ^m	54	補92	山手線付近-補93	約750 ^m	80	補230	グラントハイツ付近	約980 ^m
2	放5	環5の1-環5の1支1	130	28	環8	森中2丁目-放17	約700 ^m	55	補93	補88-豊高橋	400	81	補233	キャンプ新森付近	700
3	放6	放24-放25	900	29	環8	放8-放10支1	6,000	56	補93	田端大橋付近	400	82	補234	放8-城北公園	300
4	放6	補73-放24	1,000	30	環8	補134-放35	4,380	57	補93	環5の2-補118	1,690	83	補255	補259-環7	1,000
5	放7	江戸川橋付近 (放26付近-補168付近)	700	31	補21	環2-中官街7	690	58	補100	赤山街道-補250付近	900	84	補256	補138-環7	850
6	放8	補79-環3付近	1,150	32	補26	放19-補28	350	59	補109	隅田川架橋(補119-補18)	400	85	補258	補259-補256付近	1,550
7	放9	赤羽線-東鴨駅付近	2,100	33	補26	補163-放1	1,400	60	補116	放16-補198	800	86	補264	中川付近-補143	1,500
8	放10	補246-放10支1	600	34	補26	放23-放5付近	600	61	補120	総武線-放15	1,000	87	補267	補109-西亀有2丁目	400
9	放15	補114-隅田川	1,750	35	補26	放3-補49	800	62	補120	補119-放13	950	88	補269	環7-中川	800
10	放16	補116付近-補140	2,800	36	補28	補27-放19	700	63	補128	補51-補54	2,100	89	補274	補268-補264	200
11	放17	放19付近-環8	2,200	37	補28	放1-補43	560	64	補130	補133付近-環8	1,900	90	補276	放13-会町4丁目	650
12	放19	補34付近-環8付近	1,400	38	補29	田原都市線-補31	1,370	65	補133	放7-環74	3,000	91	補295	新芝川運河付近	350
13	放19	環6-補145付近	2,500	39	補31	補29-東海道路線	1,100	66	補135	補156付近-都筑境	2,700	92	補301	グラントハイツ	2,500
14	放21	放19-環3付近	960	40	補43	補44-放1	960	67	補136	常盤線-補276	1,900	93	補302	*	2,630
15	放23	環6-環7	2,100	41	補44	環7-環8	3,010	68	補140	補259付近-補138	1,950	94	補304	補74-補76	1,550
16	放25	放7付近	600	42	補49	深沢7丁目-環8	1,000	69	補140	船場駅広	(3,820 ^m)	95	環区街1.2	補229-補172	1,140
17	放26	補76付近-環4	750	43	補54	環8付近	500	70	補142	補284-放14(東7付近除く)	2,330	96	板区街2	補203-板区街4	1,400
18	放31	今井橋-環7	800	44	補54	環7-補133	2,500	71	補143	扇子田橋-都道470	1,600	97	板区街3	放8-放35	1,560
19	環2	本塩町付近	400	45	補62	新堀街13-補26	1,800	72	補144	放16-補111	900	98	板区街5	北区街1	1,050
20	環3	放16-補111	1,450	46	補71	医療センター前	340	73	補156	補135-外環	1,100	99	北区街2	環5の1-補84	670
21	環3支4	環3-湾環	1,050	47	補72	放6-補74	1,250	74	補157	環8付近-放9	2,540	100	江東区街7	環3-補114	560
22	環4	放16付近	300	48	補84	補73-北区街2	800	75	補163	環6-百反通り	580				
23	環5の1	環4-補20	1,900	49	補85	放10-補83	900	76	補172	補301-放35	2,300				
24	環5の1	放5-環5支1付近	800	50	補90	補93-放11付近	500	77	補198	堀浜2丁目付近	250				
25	環5の1	補76-放26	1,000	51	補90	補100-環4	1,200	78	補205	補163-補29	1,200				
26	環7	モノレール-湾環	500	52	補91	江北橋-放11	700	79	補212	玉川用賀2丁目付近 (補215付近-高3付2)	520				
				53	補91	補93-堀船3丁目	1,100								

凡例

— 前期事業化予定路線

(注) ①の中の数字は表2の番号に対応

● 今後の進め方 都では、今後、この素案をもとに、区と協議し、また関係の方々の御意見をお聞きしたうえで都案を作成し、変更決定の手続をとる予定です。

■ 窓口 都庁：都市計画局施設計画部道路再検討対策室 TEL(03)212-5111 (内)25305, 25307
区：各区役所道路再検討担当課(都市計画課、計画課、土木課など)